

調達要求番号： 51-08-0612-4064

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	CENTRIXS-J ネットワーク 配線等役務	D I H - L G - 2 5 1 3 3 A	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 1 月 2 1 日
		改 正	令和 8 年 6 月 3 日
			令和 年 月 日
		作 成	情報本部画像・地理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省情報本部画像・地理部の情報システム等で使用する配線敷設等に関する役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

引用文書は、次による。

a) 規格

J I S X 0 0 0 1 ~ 0 0 3 2 情報処理用語

b) 仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

有線・無線通信工事共通仕様書

c) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達 [平成 2 0 年情報本部達第 4 号]

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 法令等

秘密保全に関する訓令 [平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号]

防衛省の情報保証に関する訓令 [平成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号]

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 [平成 1 2 年法律第 1 0 0 号]

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知） [装管調第 8 0 7 号。令和 3 年 1 月 21 日]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、情報本部画像・地理部（以下，“官側”という。）執務室への情報システム等移設に伴う、通信配線並びにLANケーブル及び光ケーブルの撤去を実施するもの。

2.2 実施時期

作業は、令和8年9月30日までに完了するものとし、細部日時は、官側との調整による。

2.3 実施手順

実施手順等は、官側との調整による。

2.4 実施場所

東京都新宿区市谷本村町5番1号（防衛省市ヶ谷庁舎C3棟地下3階）

2.5 実施事項

2.5.1 事前調整

本役務の実施に当たって、作業を円滑に実施するため官側と実施日時、敷設方法等を十分調整し、それを基に作業工程表を作成し、監督官の承認を得てから役務を実施する。

2.5.2 B3F執務室（地下3階）のシステム配線

a) LANケーブル、光ケーブル及びネットワークハブの敷設

LANケーブル、光ケーブル及びネットワークハブの敷設は、公共建築改修工事標準仕様書及び有線・無線通信工事共通仕様書に基づき実施する。ネットワークハブは官側からの支給とする。役務の範囲については**配線図1～3**に示す対象範囲とする。

b) ケーブル敷設に係る床材及び天井材の剥離並びに現状復帰

ケーブル敷設に伴い、当該施設内の床材及び天井材の剥離並びに現状復帰を実施する。役務の範囲については**配線図1～3**に示す対象範囲とする。

2.5.3 B4F執務室（地下4階）の配線撤去

a) LANケーブル及び光ケーブルの撤去

LANケーブル及び光ケーブルを撤去は、公共建築改修工事標準仕様書及び有線・無線通信工事共通仕様書に基づき実施する。役務の範囲については**配線図4**に示す対象範囲とする。

b) ケーブル撤去に係る床材及び天井材の剥離並びに現状復帰

ケーブル撤去に伴い、当該施設内の床材及び天井材の剥離並びに現状復帰を実施する。役務の範囲については**配線図4**に示す対象範囲とする。

3 品質保証

3.1 試験

契約相手方は、新たに敷設したネットワークケーブルの導通試験を実施する。なお、導通確認試験においては日米連携情報共有基盤との導通確認も含む。検査及び試験後、作業報告書を作成し、検査官に提出する。役務完了までに**4.5**に基づき試験成績報告書を官側に提出するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 実施要領書

契約相手方は、契約後、速やかに次の内容の実施要領書を **4.5** に基づき作成し、官側へ提出するものとし、細部は官側との調整による。

- a) 作業予定表
- b) 作業計画書（使用部材、配線経路図等）
- c) 実施体制（下請負業者含む。）

4.2 作業報告書

契約相手方は、当日の作業終了後速やかに作業報告書を **4.5** に基づき作成し、官側へ提出するものとする。

4.3 施工報告書

契約相手方は、役務完了までに、次の内容の施工報告書を **4.5** に基づき作成し、官側へ提出するものとし、細部は官側との調整による。

- a) 各執務室、各フロアの配線図面

4.4 単価表の作成

契約相手方は、**表 1** に示す使用部材等及び役務の各単価を明記した単価表を **4.5** に基づき作成し、官側へ提出するものとし、細部は官側との調整による。

表 1－使用部材等

番号	名称	規格等	単位	数量
1	STP ケーブル Cat5e 黒色 20m	NSED-T-S Cat5e	EA	1
2	STP ケーブル Cat5e 赤色 190m		EA	1
3	STP ケーブル Cat5e 茶色 100m		EA	1
4	STP ケーブル Cat5e 緑色 120m		EA	1
5	光ケーブル OS2 コネクタ付き (LC-LC) 150m		EA	4
6	メディアコンバータ	—	EA	2
7	O A タップ 3 m 4 口 3 P プラグ	100Mbps	EA	3
8	シールド付き R J 4 5	—	EA	26

4.5 提出書類

契約相手方は、**表 2** に示す提出書類を提出し、官側の確認を得るものとする。

表 2－提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	内容等	媒体
1	実施要領書	1	契約後，速やかに	a) 内容は 4.1 による。 b) 様式任意	紙媒体
2	作業報告書	1	当日の作業完了後，速やかに	a) 内容は 4.2 による。 b) 様式は 付表 1 による。	紙媒体
3	試験成績報告書	1	役務完了までに	a) 内容は 3.1 による。 b) 様式任意	紙媒体
4	施工報告書	各 1	役務完了までに	a) 内容は 4.3 による。 b) 様式任意	紙及び電子媒体
5	単価表	3	役務完了までに	a) 内容は 4.4 による。 b) 様式任意	紙媒体

4.6 情報の保全等

情報の保全等は，次のとおりとする。

- a) 契約相手方は，契約の履行上，直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は，本役務の履行にあたり，電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は，事前に官側と調整し，防衛省が規定する関係規則類に基づき，許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は，持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し，複数のウィルススキャンソフトでウィルス等の混入がされていないことを確認し，その結果を官側に提示するものとする。

4.7 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入等は，次による。

- a) 契約相手方は，本役務の履行に当たり立入禁止場所への立入については，事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては，秘密保全に対する意識が十分に涵養されている立入にふさわしい人物をもって充てるものとする。
- c) 立入禁止場所への入退室及び作業に当たっては，官側の立会者の統制に従うものとする。

4.8 官側の支援

契約相手方は，次の事項について官側の支援を必要とする場合には，官側と調整し，無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話，電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他，官側が必要と認めた事項

4.9 廃材の処理

本役務の履行等により生じた廃材並びに撤去した LAN ケーブル及び光ケーブル等は，契約相手方が処分するものとする。

5 その他

5.1 IT利用部材のサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

a) 機能・性能

2.5.2に示す契約相手方が準備するネットワークハブは、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下、“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

b) 品質管理

2.5.2に示す契約相手方が準備するネットワークハブは、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他、官側の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

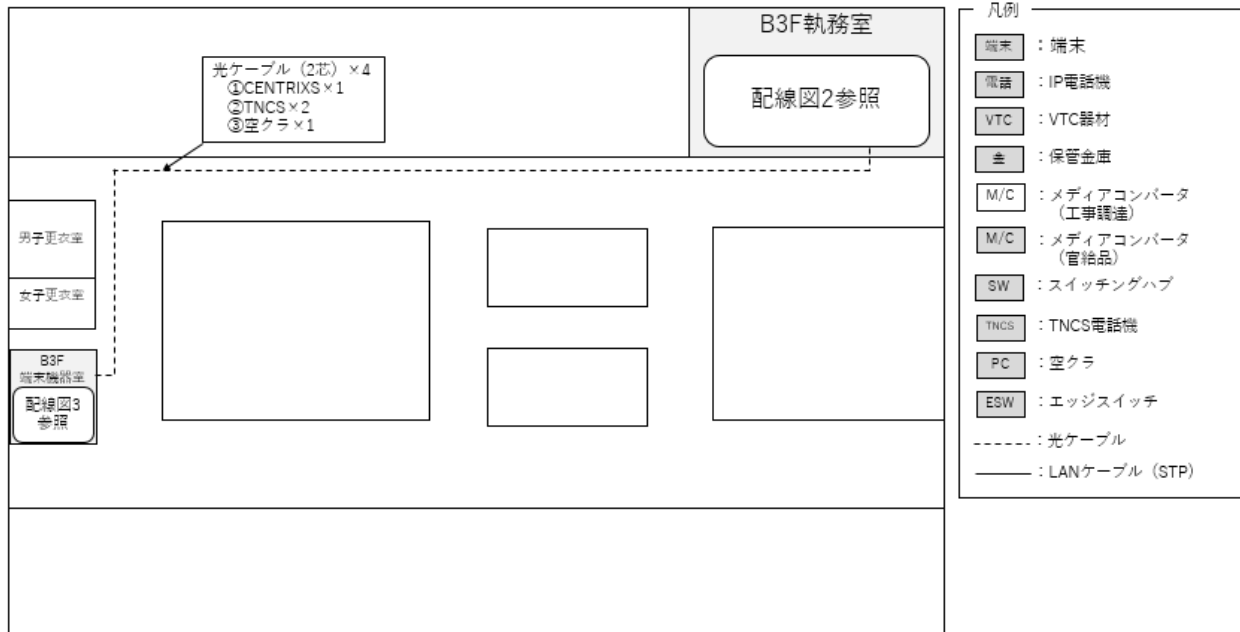
5.2 官側による支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり、官側による支援が必要な場合は、官側に事前に申請して官側が認めたものに限り、無償により次の事項について支援を受けることができる。

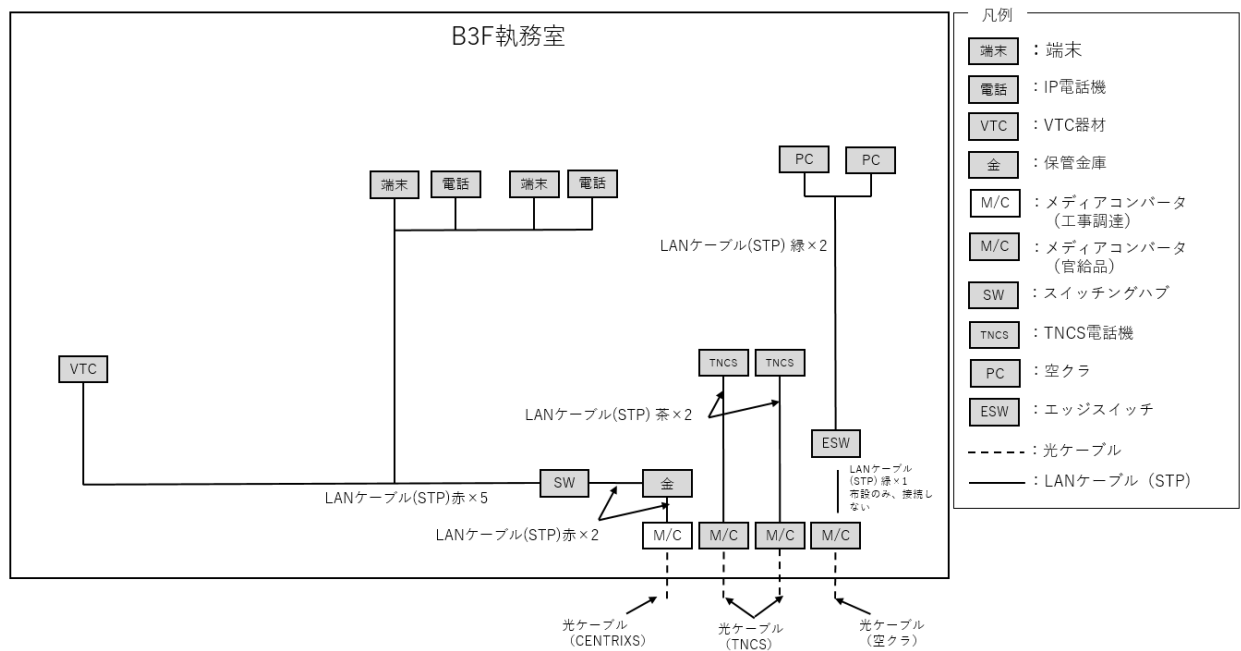
- a) 試験等に必要の関係各機関との調整及び資料の閲覧・貸出し
- b) 試験等に必要の設置場所の調査に関する事項
- c) 試験等における、官側の保有する関連器材の使用
- d) 施設及び設備備品の使用
- e) 会社搬入器材等の保管場所の提供
- f) 官用電話の使用
- g) 現地作業時の空調運転
- h) その他、契約履行に必要な事項

6 仕様書に関する疑義

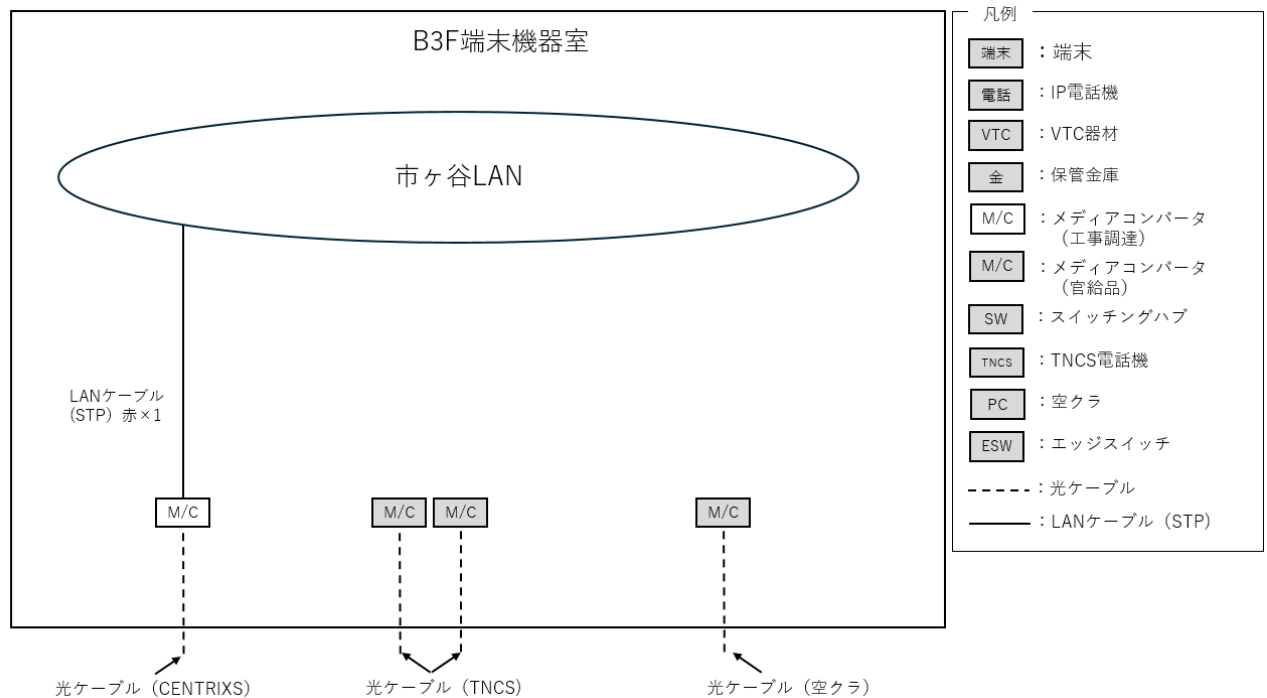
契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。



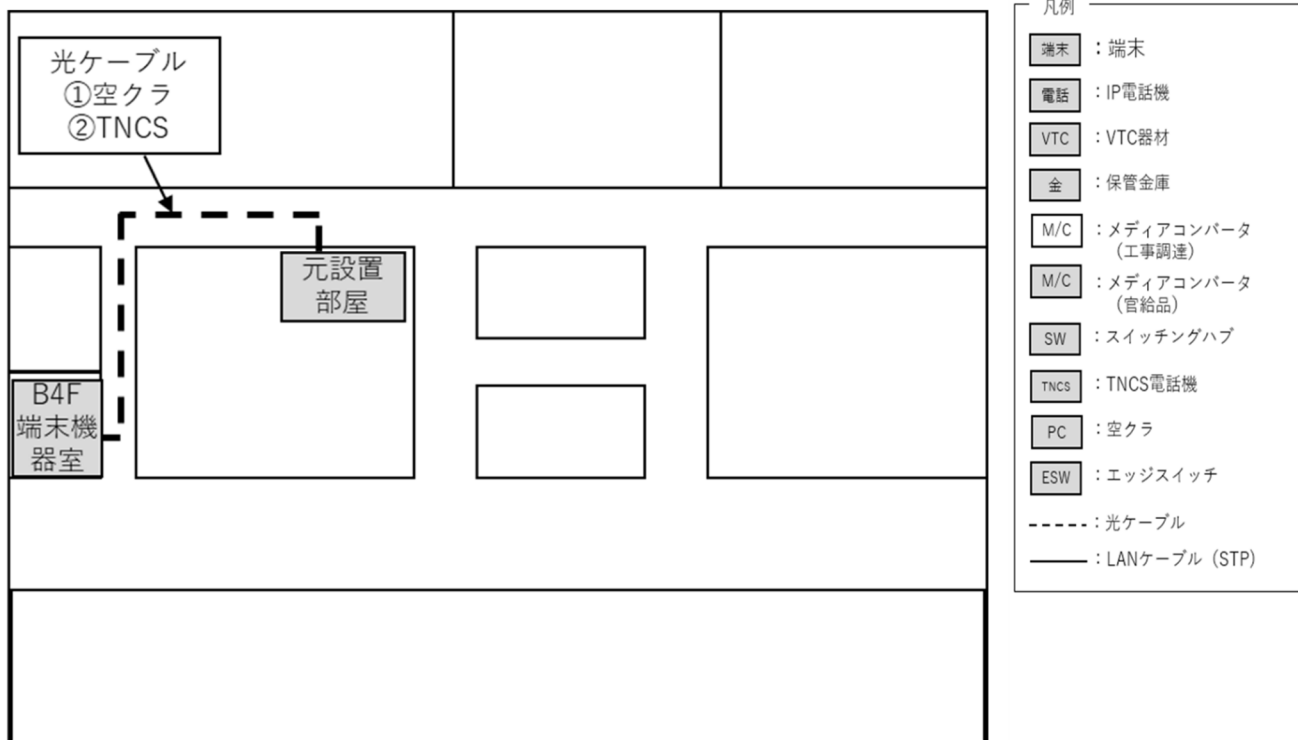
配線図 1



配線図 2



配線図 3



配線図 4

作業報告書

会社名				監督官		係	
殿							
役務名				工 期	自： 年 月 日		
					至： 年 月 日		
年 月 日 ()		天 候				気 温	
作業内容							
就労人員	職 名	本日	累計	就労者氏名			
	合 計						
使用部材等	品 名	単位	数量	品 名		単位	数量
備考							

規格：A列4版